

千葉県電気自動車用充電設備導入事業仕様書

1 事業名称

千葉県電気自動車用充電設備導入事業

2 事業目的

千葉県（以下「本市」という。）では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、令和5年3月に「千葉県地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市が目指す姿として、モビリティのゼロエミッション化を掲げている。本事業は、モビリティのゼロエミッション化実現のため、公共施設へ電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備を導入することにより、利用環境の整備を行うことを目的としている。

3 事業の概要

千葉県電気自動車用充電設備導入事業（以下「本事業」という。）は、EVが利用可能な充電設備（配線等の付帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の整備について、本市が所有・維持管理する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。

また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 本市は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、千葉県公有財産規則に基づき許可するものとする。なお、その使用料については、千葉県行政財産使用条例の規定に基づき算出し、徴収するものとする。
- (2) 事業者は、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとする。ただし、駐車場区画は4区画までとする。
- (3) 本事業の実施に伴い、国の補助事業を活用することとし、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、その料金単価については、事業者が決定するものとする。
- (5) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。

なお、本市が、EV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担するものとする。

4 EV充電設備等を設置する施設

EV充電設備等を設置する施設・設置場所等は、本市と事業者との協議により決定する

ものとし、以下の候補施設のうち、最低1施設に導入すること。

なお、E V充電設備等の利用時間は、原則として施設営業時間内または駐車場利用時間内とする。また、施設駐車場が満車となった場合、E V充電設備等を設置した駐車スペースは、駐車場利用者を優先することとし、駐車場満車時の運用について表示すること（運用開始後、駐車場利用者等からの要望による表示変更も含む）。

No.	候補施設名	住所	駐車場利用時間
1	花見川区役所	千葉県花見川区瑞穂1丁目1番地	8時30分～5時30分まで(土・日曜日、祝日、年末年始[12/29～1/3]は除く)
2	市立青葉病院	千葉県中央区青葉町1273-2	24時間365日(有料)

※各候補施設の設置希望場所は別紙のとおり

5 本事業の実施期間

(1) 利用開始時期

E V充電設備等の利用を開始する時期は、本市と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、E V充電設備等の利用を開始した日から起算して8年間とし、事業期間中は事業者の責任において、E V充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。

事業期間終了後は、事業者の負担によりE V充電設備等を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うこととする。なお、双方の協議により事業継続も可能とする。

6 本事業の実施に伴う条件等

(1) E V充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、E V充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。

また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、本市は一切の責任を負わない。

(2) E V充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(3) E V充電設備等の整備にあたって、事業者は、事前にE V充電設備等の仕様、施工方法等を記した施工計画書を本市に提出し、本市の承諾を得るものとする。

(4) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に本市と協議を行うものとする。

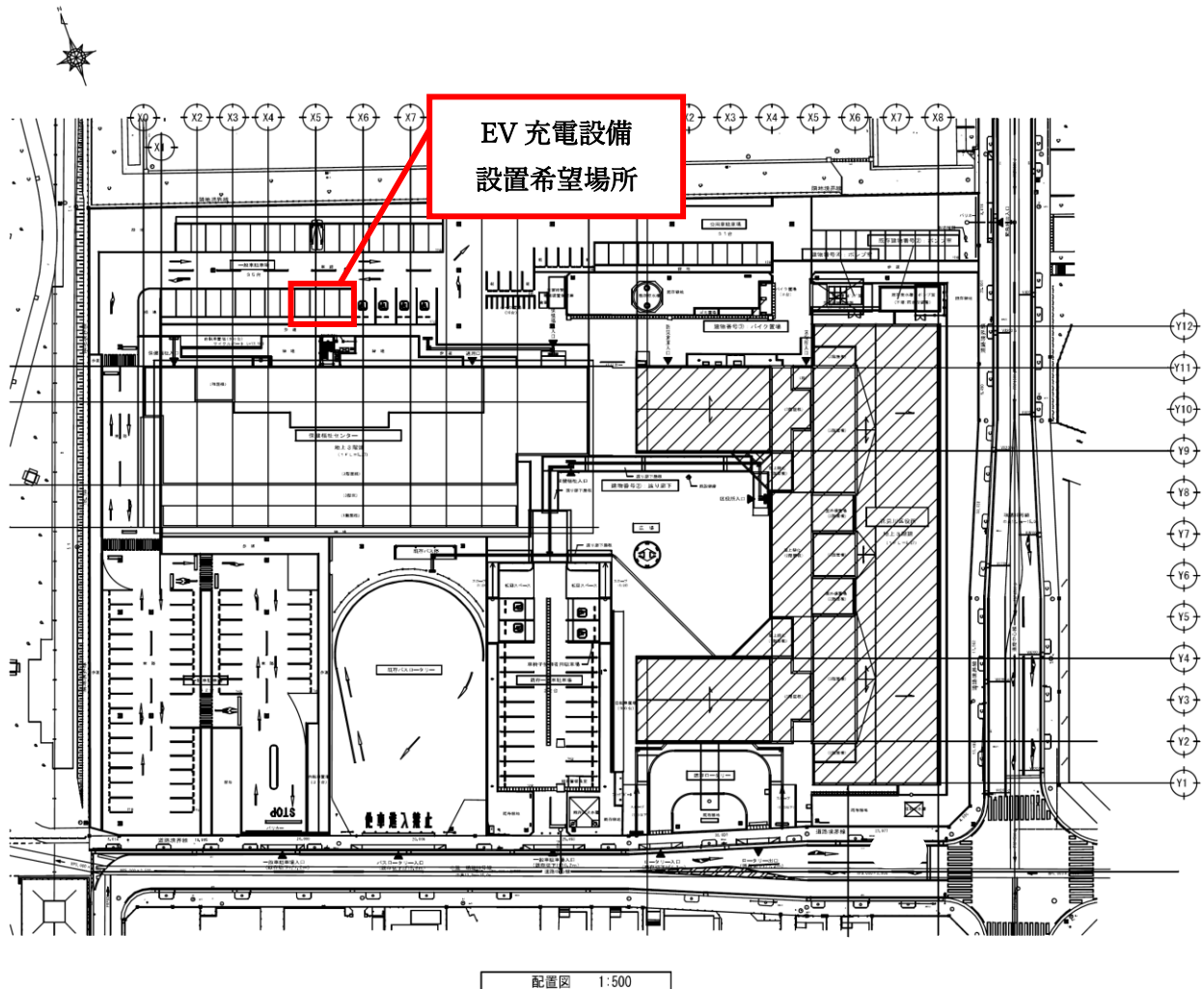
(5) 施設の廃止や改修工事等、本市の事情(経営母体変更等も含む)により、E V充電設備等の撤去や移設等の必要が生じた場合、これに応じるものとし、それに伴う費用負担が

生じる場合、事業者の負担により行うものとする。

- (6) 本事業を実施するにあたり、国の補助事業が活用できない場合または事業者が本市との間に取り交わす協定に定める義務を履行しない場合には、協定を解除することができるものとする。
- (7) 事業者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに本市に連絡したうえで対応し、その結果を本市に報告しなければならない。
また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。
- (8) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する本市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により本市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。
- (9) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、本市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (10) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。
- (11) E V充電設備等の整備にあたっては、別に本市と協定を締結するものとする。
- (12) 本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議の上、決定する。

各候補施設 EV 充電設備等設置希望場所

(1) 花見川区役所



(2) 市立青葉病院

